

< 報道発表資料 >

令和 7 年 9 月 24 日
京都市選挙管理委員会事務局

参議院議員選挙における選挙公報の未配布事案

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員選挙において、選挙公報が有権者の皆様に届いていないとの声が多数寄せられるという事態が発生し、市民の皆様に多大な御迷惑をお掛けしたことについて、改めてお詫び申し上げます。

本事案は、有権者の皆様が選挙に関する重要な情報に触れる機会を失う大変重大な問題であり、京都市としてこの事態を重く受け止め、7 月 23 日に吉田副市長をリーダーとする「参議院議員選挙における選挙公報の未配布事案に係る調査・検証チーム」を設置し、調査・検証を進めてまいりました。

この度、事業者への事情聴取や市政協力委員へのアンケート調査等を終え、調査・検証結果について取りまとめましたので、その内容と調査・検証結果を踏まえた選挙管理委員会における対応についてお知らせします。

【調査・検証チームによる調査結果】

資料 1 「選挙公報未配布事案に係る調査・検証結果報告書（概要版）」及び

資料 2 「選挙公報未配布事案に係る調査・検証結果報告書（本編）」のとおり

【調査・検証結果を踏まえた選挙管理委員会における対応について】

1 選挙公報配布業務委託契約の取扱い

(1) 契約の解除

選挙公報未配布事案に係る調査・検証結果を踏まえ、選挙公報配布業務の委託事業者との契約については、契約不履行として契約を解除することとする。

(2) 契約解除に伴う措置

ア 契約解除の時点で既に履行されていたと認められる業務に対し相当する委託料（契約総額の 7 割）を支払う。

イ 契約解除をした場合の違約金として、契約総額の 10 分の 1 に相当する額を請求する。

ウ 契約不履行による契約の解除は、本市の入札参加停止の要件に該当することから、6 か月間の競争入札参加停止措置となる。

2 選挙管理委員会事務局職員への処分について

選挙公報未配布事案に係る調査・検証結果を踏まえ、本事案に関わる選挙管理委員会事務局職員 3 名に対し、9 月 24 日付でけん責処分を行った。

<お問合せ先>

京都市選挙管理委員会事務局

電話：075-222-3589